

環水大大発第 1711201 号
平成 29 年 11 月 20 日

各 { 都 道 府 県 }
{ 大気汚染防止法政令市 } 大気環境主管部局長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長
(公印省略)

事前調査の不徹底により石綿含有建材が把握されずに
建築物等の解体等工事が開始された事案等について

総務省が平成 27 年 4 月～平成 28 年 5 月に実施した「アスベスト対策に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告*に対する改善措置として、環境省では、事前調査で石綿含有建材が適切に把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事案及びその原因を把握するため、平成 28 年 5 月 23 日付け事務連絡により、都道府県等に対して、都道府県等において把握している事案について情報提供するよう依頼していたところである。今般、その結果について別紙 1 のとおり取りまとめたのでお知らせする。

今後、同種の事案の発生を防止するため、下記について留意の上、発注者及び施工業者等への指導を徹底されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

*「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」結果報告書
http://www.soumu.go.jp/main_content/000417847.pdf

記

1 発注者による石綿使用状況等の受注者に対する情報提供について

今回情報提供を受けた事案においては、発注者が過去に行った調査により石綿含有の事実を把握していたにもかかわらず、受注者に対し分析結果を渡さなかったこと等により、受注者が特定建築材料の存在を認識せずに工事を開始した例が複数認められた。

事前調査においては、発注者が有する設計図書や過去の改修の記録、石綿に係る調査の記録等が、特定建築材料の見落としを防ぐ上で重要となる。大気汚染防止法第 18 条の 17 第 2 項においては、解体等工事の発注者は、「調査に要する費用を適切に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない」とされているところであり、発注者から受注者に対し、設計図書や過去の



改修の記録、資産除去債務の計上のための石綿使用有無の調査結果などの過去に実施した石綿に係る調査の結果が適切に提供される必要がある。

なお、特定建築材料における石綿の含有の考え方については、平成 18 年 9 月 5 日付け環水大大発第 060905003 号において、「建築材料の製造若しくは現場施工における建築材料の調製に際して石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の質量が当該建築材料の質量の 0.1%を超えるもの」としているところであるが、これ以前の調査においては、石綿 1 重量%を超えない建築材料について「石綿なし」とされている可能性がある。また、建築材料にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライト以外の石綿（アンソフィライト、トレモライト及びアクチノライト）が使用されている可能性について、平成 20 年 2 月 15 日付け環水大大発第 080215002 号において留意を求めたところであるが、過去に実施した調査においてはこれらの分析が行われていないおそれもある。更に、今回情報提供された事案においては、発注者が「レベル 1 建材なし」と説明したものを、受注者が「石綿なし」と誤認した例や、過去に分析を行った場所以外の場所で特定建築材料が使用されていた例もあった。このため、過去に実施した石綿に係る調査の結果を活用する場合には、調査の時期や方法、対象としたアスベストの種類、調査を行った範囲等についても、併せて情報提供が行われる必要がある。

これらを踏まえ、発注者に対し、受注者に対する情報提供の必要性及び留意事項について周知されたい。

2 法令に関する知識の周知について

今回情報提供された事案においては、大気汚染防止法による届出や事前調査の義務の不知のほか、内装工事や小規模の工事について届出不要と思いつむなど、発注者や受注者の法規制に関する知識不足を原因とする例や、発注者から口頭で「石綿なし」と説明を受けたため事前調査を行わなかったとの例が複数みられた。また、受注者が工期短縮のため、常態的かつ意図的に事前調査を怠っていた例もあった。

大気汚染防止法及び政省令等の知識の普及により、これらの事案の発生を防ぐことができた可能性もあることから、発注者と受注者の双方に対し、法令に関する知識を十分に周知されたい。

3 事前調査の実施者及び実施方法について

(1) 事前調査の実施者について

今回情報提供を受けた事案において、煙突に石綿が使用されている可能性があることを認識していないなど、受注者に石綿含有建材に関する基本的知識が不足していることが原因となった例が複数みられた。

事前調査については、石綿に関する一定の知見を有し、的確な判断ができる者により行われるよう、発注者及び受注者へ周知されたい。

なお、石綿に関する一定の知見を有し、的確な判断ができる者としては、「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成 25 年国土交通省告示第 748 号）により国土交通省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 48 条の 2 第 1 項から第 3 項に定める石綿作業主任者技能講習の修了者であって石綿等の除去等の作業の経験を有する者、

一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者などが考えられる。

(2) 事前調査の実施方法について

今回情報提供された事案においては、設計図書等の確認を十分に行わなかったため石綿含有建材を見落としした例のほか、設計図書等の確認は行ったものの、設計図書等と異なる建築材料が使用されていたため見落とされた例があった。また、逆に、設計図書の情報を無視して目視調査のみで判断したことにより発生した例もあった。設計図書等の確認を十分に行うことはもちろん、確認を行った場合であっても、必ず目視調査を実施し、必要に応じ分析調査を行うことで適切な判断を行う必要がある。

また、目視調査の際、建築物の一部のみを調査したが、その他の箇所から石綿含有建材が発見された例や、外側からの目視では確認できない箇所に石綿含有建材が存在した例が複数確認されており、注意が必要である。

これらを踏まえ、受注者等に対し、事前調査の実施方法について指導されたい。

見落とししやすい箇所については、「8. 都道府県等における推奨事例について」で紹介した通知等にも記載されているので参考とされたい。

4 工事関係者間の情報共有等について

今回情報提供された事案においては、事前調査結果が判明する前に下請業者が作業を開始してしまった例や、事前調査で把握した石綿含有建材の情報が下請業者に伝えられなかったことにより発生した例、現場作業員への周知が不足していたため発生した例などが確認された。また、工事開始前の発注者と元請業者の打合せが不十分であったため、元請業者が工事指図書の内容変更を認識せずに工事を開始した例もあった。

石綿含有建材の存在やその取扱いに関する情報が工事関係者間で十分に共有されるよう、発注者、受注者及び施工業者等を指導されたい。

5 関係部署間の情報共有等について

今回情報提供された事案においては、大気汚染防止法に基づく届出はなされていなかったものの、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という。）、騒音規制法、振動規制法、条例等に基づく届出は行われていた例がみられた。

また、建設リサイクル法や条例等の届出情報に基づいてパトロールや立入検査を行うことで事案を把握した例が複数存在しており、届出情報の共有は、石綿含有建材に係る解体等工事の把握に有効と考えられる。

関係部署間での情報共有を推進することにより、石綿含有建材に係る解体等工事を適切に把握し、必要に応じ、発注者や受注者に対し、事前調査や届出、作業基準の遵守等の指導を行われたい。

6 事案発生時の解体工事業者からの連絡について

都道府県等が事案を認知した経緯としては、施工業者等から自主的に報告された例が最も多くみられたが、この中には、施工業者による把握から行政への報告までに1か月程度かかり、その間、適切な石綿飛散防止措置がなされていなかった例もあった。

施工業者に対しては、解体等工事中に新たな特定建築材料を発見した場合には、速やかに行政に連絡するよう指導されたい。

7 指導後の速やかな改善状況の確認について

今回情報提供された事案においては、都道府県等が指導を行ったにも関わらず、その後指導後に確認のために行った立入検査で、適切な措置を講じずに解体に着手していたことが判明した例が確認されている。

指導を行った後には、速やかに改善状況等の確認を行うよう留意されたい。

また、石綿による大気汚染を防止するため、確認の結果指導に従わずに作業基準違反が続けられている等の場合には、作業基準適合命令等の行政処分を実施されたい。

8 都道府県等における推奨事例について

(1) 都道府県等における推奨事例

平成 28 年 6 月の「アスベスト対策に関する都道府県・政令市担当者会議」では、事前調査の適正な実施の確保に係る都道府県等の推奨事例*として、

※「アスベスト対策に関する都道府県・政令市担当者会議」（平成 28 年 6 月）資料 2-2

- ・ 特定粉じん排出等作業の届出漏れの防止を目的として、嘱託職員から構成されるアスベスト班を設置し、騒音規制法等に基づく特定建設作業実施届出書の情報を基に、解体等工事現場に対する集中検査（立入検査）を行い、石綿含有吹付材の有無等を確認している
- ・ すべての特定建設作業実施届出書の提出時に、チェックシートの添付を求める
- ・ 石綿使用の疑いがある吹付け材や断熱材が発見された場合には、現場責任者の同意のもと石綿含有量調査を実施している

等の取組を紹介いただいたところである。

また、今回の情報提供から、

- ・ 建設リサイクル法の届出情報に基づきパトロールや立入検査を実施し、石綿含有建材が使用された建築物等の工事を把握
- ・ 追加的な質問票により、解体工事等の届出があった場合に石綿使用の有無をより確実に判断

等の自治体の取組が把握された。

以上の例を参考に、特定建築材料が使用されている建築物等の解体等工事の把握に積極的に取り組まされたい。

(2) 労働基準監督署における推奨事例

厚生労働省から別紙 2 のとおり、事前調査の適正な実施の確保及び届出情報の適時共有・活用に係る労働基準監督署の取組事例について情報提供を受けているので、取組の参考とされたい。

なお、厚生労働省は、事前調査に当たっての留意点を以下の通知等により都道府県労働局に示しているため、併せて参考とされたい。

- ・ 「建築物等の解体等の作業における事前調査の徹底等について」（平成 24 年 2 月

13 日付け基安化発 0213 第 1 号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)

http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/1202130_0213-1.pdf

- ・「建築物等の解体等の作業における事前調査の徹底等について～第 8 回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～」(平成 24 年 10 月 25 日付け基安化発 1025 第 3 号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/pamph/dl/121102pamph-2.pdf>

- ・「建築物等の解体等の作業における事前調査の徹底等について～第 9 回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～」(平成 25 年 1 月 7 日付け基安化発 0107 第 2 号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)

http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/130107_0107-02.pdf

- ・「建築物の解体等の作業及び労働者が石綿にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.10 版]

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000->

[Roudoukijunkyokuanzeneiseibu/0000156260.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneiseibu/0000156260.pdf)

(問い合わせ先)

環境省水・大気環境局大気環境課

排出基準係

TEL : 03-3581-3351 (内線 6533)

FAX : 03-3580-7173

E-mail : kanri-kankyo@env.go.jp

事前調査の不徹底により石綿含有建材が把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事案等について

1 情報提供数

平成 26 年 6 月 1 日（改正大気汚染防止法施行日）以降に、事前調査の不徹底により石綿含有建材が把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事案について、延べ 47 都道府県等から 106 件の事案の情報提供があった。（平成 28 年 3 月 31 日までの情報提供分）

106 件の事案のうち、特定建築材料に係る事案は 88 件あり、18 件は特定建築材料以外の石綿含有建材（レベル 3 建材）に係る事案であった。

2 発生原因

事案の発生原因を分析するため、発生原因について調査し、類型別に分類を行った（重複あり）。

情報提供された 106 件の原因を図 1 に、そのうち特定建築材料に係る事案 88 件の原因を図 2 に示す。

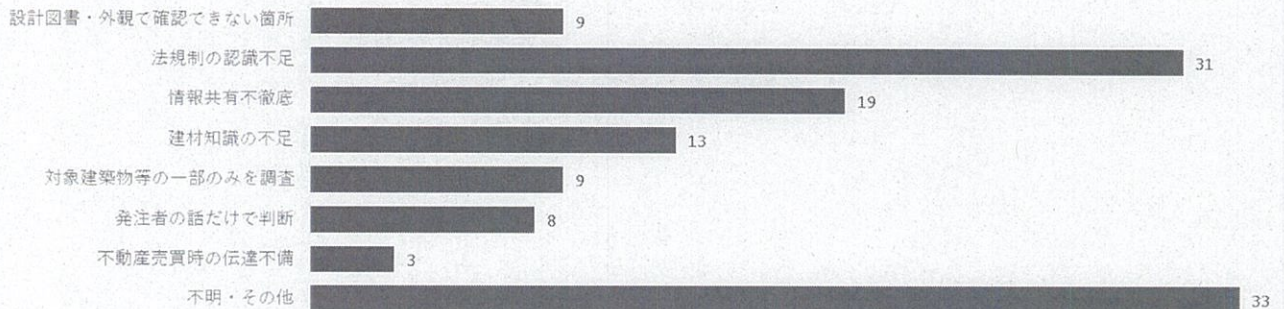


図 1 事案の原因（全報告、重複あり）

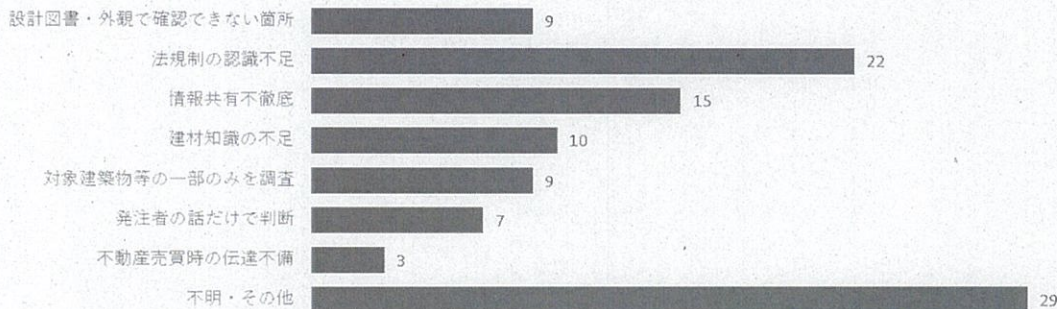


図 2 事案の原因（特定建築材料、重複あり）

特定建築材料に係る事案 88 件のうち、発注者や受注者の法規制の認識不足によるものは 22 件、発注者から受注者、元請業者から下請業者への伝達の不備や現場作業員への周知の不足など、情報共有の不徹底によるものは 15 件あった。情報共有の不徹底によるもののうち、発注者は石綿含有建材があることを把握していたにもかかわらず、これを受注者に的確に伝えなかったため発生した事案が 3 件あった。

建材知識の不足によるものは 10 件、対象建築物の一部のみを調査したことによるものは 9 件、設計図書・外観で確認できない箇所に石綿含有建材が存在したものは 9 件あった。不明・その他の中で

は、設計図書のみで判断したことが原因となった事案が3件あった一方で、設計図書には石綿含有建材が記載されていたにもかかわらず、設計図書の確認を十分に行わなかったり、設計図書の情報を無視したりしたことで発生した事案が3件あった。

発注者からの話のみで「石綿なし」と判断した事案は7件あった。

3 都道府県等が事案を認知した経緯

都道府県等による把握の状況を分析するため、都道府県が事案を認知した経緯について調査し、類型別に分類を行った。

情報提供された106件の内訳を図3に、そのうち特定建築材料に係る事案88件の内訳を図4に示す。

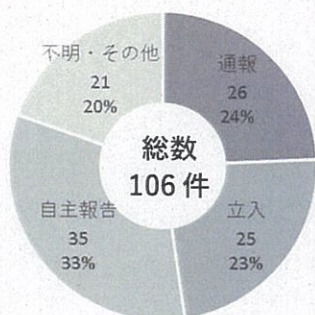


図3 都道府県・政令市が事案を認知した経緯（全報告） n=106

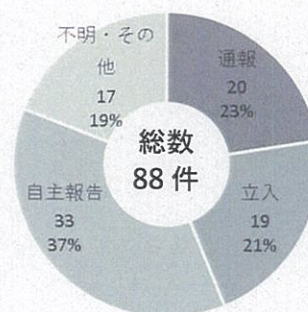


図4 都道府県・政令市が事案を認知した経緯（特定建築材料） n=88

特定建築材料に係る事案88件のうち、立入検査により発覚したものが19件あった。このうち建設リサイクル法の届出情報に基づいて行われたものが1件、条例の届出情報に基づいて行われたものが5件、パトロール時に立入を行い発見されたものが4件、騒音苦情の立入検査の際に発見されたものが2件、建材の分析等の指導を行った後、確認のための立入検査を実施したことで発見されたものが3件あった。

解体事業者等から自主的に報告されたものは33件あったが、事業者が認知してから数週間～数か月後に行政へ報告が行われた例が複数あり、この中には、行政への報告までの間、石綿飛散防止措置が適切に講じられていない例があった。

また、その他のうち、届出内容の確認（聴き取り）により発覚したものが2件あった。

4 事案発覚時点での届出状況

法令等による届出の状況を分析し、他の法令等の届出情報の活用の可能性を検討するため、法令等による届出の状況を調査した。

特定建築材料に係る事案の法令・条例の届出状況を、図5（大防法届出ありの23事案）及び図6（大防法届出なしの65事案）に示した。

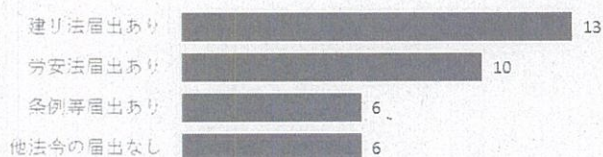


図5 他法令・条例の届出状況（特定建築材料、大防法届出ありの23事案、複数回答） n=23

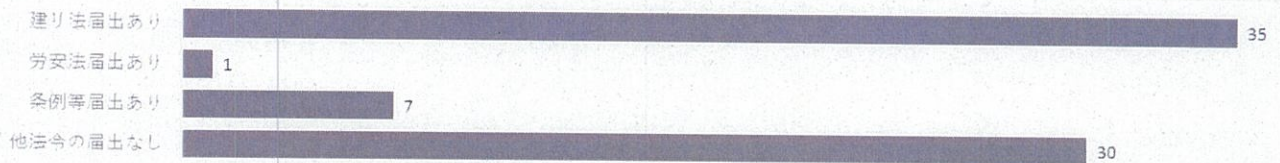


図6 他法令・条例の届出状況（特定建築材料、大防法届出なしの65事案、複数回答） n=65

大気汚染防止法の届出のなかった65件のうち、建設リサイクル法の届出が行われていた事案は35件あった。なお、このうち4件については、建設リサイクル法に基づく届出では「付着物（石綿）なし」とされていた。

また、騒音規制法、振動規制法、条例等に基づく届出が行われていた事案は7件あった。

5 都道府県等の対応

都道府県等の対応状況について分析するため、都道府県等の対応状況を調査し、類型別に分類を行った。

立入検査・報告徴収の実施、飛散防止措置等についての指導、命令等が行われているほか、事案の状況によっては、都道府県等が建材の分析や周辺環境の石綿大気濃度測定を行った例や、都道府県等による事案の公表や周辺住民への周知が行われた例があった。

また、事案発生後、類似事案の発生を防止するため、解体工事等の届出があった場合に石綿使用の有無をより確実に判断するための質問票を新たに作成し、窓口で活用する予定とした例があったほか、庁内や関係都道府県等との間で、事案に関する情報を共有したとの例があった。

自治体の対応の例（全報告、重複あり）

（「事案の概要」及び「自治体の対応」に記載された内容から）

- 立入検査（102件）
- 報告徴収（大防法、建り法又は条例の規定に基づくもの、任意の報告の求め）（25件）
- 口頭及び文書による指導（条例に基づく指導を含む）（106件）

【指導内容】

- ・飛散・ばく露防止措置（隔離養生、飛散防止剤の散布、立入禁止の措置等）
- ・飛散防止措置実施までの間の工事中断
- ・建材分析
- ・敷地境界等における大気濃度測定
- ・周辺住民への周知
- ・大気汚染防止法、条例に基づく届出の提出 など

- 条例等に基づく勧告（2件）
- 作業基準適合命令（1件）
- 一時停止命令（1件）
- 告発（1件）
- 建材の分析（5件）
- 石綿大気濃度測定（13件）
- 住民への周知（3件）
- 公表（2件）

n=106

※代表的な事例等について参考添付する。

【参考添付】

○事前調査でアスベスト含有建材が適切に把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事例等①

発生年月日：	平成 27 年 9 月 29 日	(事例を認知した日： 平成 27 年 10 月 19 日)
事前調査の有無：	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
事前調査の実施方法：	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ()	
事前調査の実施者：	<input type="checkbox"/> 建築物石綿含有建材調査者 <input type="checkbox"/> 石綿作業主任者 <input type="checkbox"/> アスベスト診断士 <input type="checkbox"/> その他 ()	
関係法令に基づく届出の有無 (事例発覚時点)：	<input type="checkbox"/> 大気汚染防止法 <input type="checkbox"/> 労働安全衛生法 <input type="checkbox"/> 建設リサイクル法 <input type="checkbox"/> その他 ()	
建築物等の種類：	<input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 () 階建て 築年数 年 <input type="checkbox"/> 工作物 名称 ()	
石綿含有建材の種類：	<input type="checkbox"/> 吹付け石綿 <input type="checkbox"/> 石綿含有断熱材 <input checked="" type="checkbox"/> 石綿含有保温材 <input type="checkbox"/> 石綿含有耐火被覆材 <input type="checkbox"/> 特定建築材料以外の石綿含有建材 (名称：)	
石綿含有建材の使用箇所：	化学工場内の製造工程に係る装置	
事例の概要：	<ul style="list-style-type: none"> ・装置検査を目的として、装置の保温材解体を行っていたところ、解体作業者が装置の保温材表面に施された水練り保温材の色を見て「石綿含有」の可能性があると判断したため、直ちに作業を中断し、発注者に連絡した。 ・該当保温材を分析したところ、石綿の含有が確認された。 ・現場は工業専用地域における工場内である。 ・石綿にばく露した可能性のある作業員について、病院で検査した結果、異常は見られず。 ・事業者は、県及び労働基準監督署に赴き、本件に関する報告と今後の対応方針について指示を仰いだ。 	
発生原因：	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者と元請者が所持する工事指図書について、当初は「石綿あり」の指示が記載されていなかったが、その後「石綿含有保温材の為、届出が必要」と変更されたものの、受注者は変更前の内容のまま認識していた。 ・工事開始前における発注者と元請者の打合せが、工事開始日だけで、工事内容の確認を怠ってしまった。 ・元請者は大防法の改正により、石綿含有の事前調査が必要になったことは認識していたが、発注者との打合せで得られる情報から「石綿対応(事前調査・届出)」が必要かを判断していたため。 	
自治体の対応：	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の旨、顛末書の提出を受けた上、特定粉じん排出等作業の届出を受理した。 	

○事前調査でアスベスト含有建材が適切に把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事例等②

発生年月日：	平成 28 年 4 月 12 日	(事例を認知した日： 平成 28 年 4 月 27 日)
事前調査の有無：	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
事前調査の実施方法：	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ()	
事前調査の実施者：	<input type="checkbox"/> 建築物石綿含有建材調査者 <input type="checkbox"/> 石綿作業主任者 <input type="checkbox"/> アスベスト診断士 <input type="checkbox"/> その他 ()	
関係法令に基づく届出の有無(事例発覚時点)：	<input type="checkbox"/> 大気汚染防止法 <input type="checkbox"/> 労働安全衛生法 <input checked="" type="checkbox"/> 建設リサイクル法 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (労働安全衛生法については不明)	
建築物等の種類：	<input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input checked="" type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 () 4 階建て 築年数 年 <input type="checkbox"/> 工作物 名称 ()	
石綿含有建材の種類：	<input type="checkbox"/> 吹付け石綿 <input checked="" type="checkbox"/> 石綿含有断熱材 <input type="checkbox"/> 石綿含有保温材 <input type="checkbox"/> 石綿含有耐火被覆材 <input type="checkbox"/> 特定建築材料以外の石綿含有建材 (名称：)	
石綿含有建材の使用箇所：	煙突	
事例の概要：	<p>石綿事前調査の実施が確認できなかったため、解体工事現場へ出向いたところ、煙突があることを発見した。工事業者の現場責任者が現場に不在であったため、電話で連絡を取ったところ、石綿事前調査は工事業者の社長が行っているとの回答だったが、調査結果についての返事が曖昧で、なおかつ煙突については石綿分析調査をしていないとの回答であった。そのため解体工事の中止を要請し、煙突については緊急に石綿分析調査を行うよう指導した。煙突はボイラー用のものであったが、ボイラーは過去に撤去されており、下部開口部はステンレス板で塞がれていた。上部開口部は塞がれていなかったが、ボイラーが撤去されているため気流は発生せず、石綿飛散の可能性は低い。煙突についての石綿分析調査の結果、内側に断熱材が使用されていることが判明した。上部開口部は念のため塞ぎ、大気汚染防止法に基づく届出が提出され、除去を行った。</p>	
発生原因：	<p>解体工事業者が建物の構造だけで石綿無と判断した可能性が高い。また、煙突に石綿が使用されている可能性があるという知識がなかった。</p>	
自治体の対応：	<p>この事例についての対応は概要にあるとおりだが、今後の対策として、解体工事等の届出があった場合に石綿使用の有無をより確実に判断するための質問票を新たに作成した。窓口にて活用する予定である。</p>	

○事前調査でアスベスト含有建材が適切に把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事例等③

発生年月日：	平成 28 年 3 月 14 日	(事例を認知した日： 平成 28 年 3 月 25 日)
事前調査の有無：	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
事前調査の実施方法：	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 目視 <input checked="" type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ()	
事前調査の実施者：	<input type="checkbox"/> 建築物石綿含有建材調査者 <input type="checkbox"/> 石綿作業主任者 <input type="checkbox"/> アスベスト診断士 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()	
関係法令に基づく届出の有無 (事例発覚時点)：	<input type="checkbox"/> 大気汚染防止法 <input type="checkbox"/> 労働安全衛生法 <input checked="" type="checkbox"/> 建設リサイクル法 <input type="checkbox"/> その他 ()	
建築物等の種類：	<input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input checked="" type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 () 3 階建て 築年数 S48 年 <input type="checkbox"/> 工作物 名称 ()	
石綿含有建材の種類：	<input checked="" type="checkbox"/> 吹付け石綿 <input type="checkbox"/> 石綿含有断熱材 <input type="checkbox"/> 石綿含有保温材 <input type="checkbox"/> 石綿含有耐火被覆材 <input type="checkbox"/> 特定建築材料以外の石綿含有建材 (名称：)	
石綿含有建材の使用箇所：	1 から 3 階の天井、壁	
事例の概要：	28年3月14日元所有者の関係者から通報。同日元請け業者からアスベスト分析表 (含有なし) 提出。3月25日元所有者からアスベスト分析表 (含有有) 提出。3階立ての2階部分に穴をあけ内装材と1階天井の吹付を落下させた。飛散の可能性について、発覚後に測らせた大気測定では不検出であった。 発覚後の措置については、現在継続指導中である。	
発生原因：	発注者がアスベスト含有有の分析表を持ちながら元請け業者に渡さず、口頭で有りを伝えた。元請け業者はアスベストに精通していないまま試料を採取して分析をかけ、無の報告書を提出した。この時点で発注者はこの結果に対し当然おかしいと元請け業者に原因をただすべきところ行わず工事を続けさせた。	
自治体の対応：	発注者及び元請け業者に対し、ただちに工事を中止させ、飛散防止対策及び環境測定、大防法、条例、要綱の提出、周辺住民への説明を指示した。3月31日発注者及び元請け業者に指示書を交付した。	

○事前調査でアスベスト含有建材が適切に把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事例等④

発生年月日：	平成 28 年 3 月 11 日	(事例を認知した日： 平成 28 年 3 月 11 日)
事前調査の有無：	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
事前調査の実施方法：	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ()	
事前調査の実施者：	<input type="checkbox"/> 建築物石綿含有建材調査者 <input type="checkbox"/> 石綿作業主任者 <input type="checkbox"/> アスベスト診断士 <input type="checkbox"/> その他 ()	
関係法令に基づく届出の有無 (事例発覚時点)：	<input type="checkbox"/> 大気汚染防止法 <input type="checkbox"/> 労働安全衛生法 <input type="checkbox"/> 建設リサイクル法 <input type="checkbox"/> その他 ()	
建築物等の種類：	<input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input checked="" type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 () 4 階建て 築年数 約40 年 <input type="checkbox"/> 工作物 名称 ()	
石綿含有建材の種類：	<input checked="" type="checkbox"/> 吹付け石綿 <input type="checkbox"/> 石綿含有断熱材 <input type="checkbox"/> 石綿含有保温材 <input type="checkbox"/> 石綿含有耐火被覆材 <input type="checkbox"/> 特定建築材料以外の石綿含有建材 (名称：)	
石綿含有建材の使用箇所：	梁、天井スラブ	
事例の概要：	<p>対象の工事の粉じんがひどい旨の通報があった。通報者はアスベストの不安も訴えていた。通報後、直ちに現地に向かったが当日の作業は完了していた。次の作業日3月15日に建物内部を確認した。</p> <p>建物の化粧天井、壁等は大半が除却されており、梁等の吹き付け材の一部は剥がれた痕跡があった。また、窓枠等に繊維状物質が堆積しているのが目視確認できた。後日、同建物の屋上ペントハウスに除却した内装材から掻き落とした吹き付け材が保管されていると判明した。</p> <p>施工会社は全く事前調査を行っていなかったため、行政が吹き付け材を採取、分析した。アスベスト含有と判明したので、開口部を閉鎖、目張りするよう発注者に指示した。行政が建物周辺の大気調査を行ったところ、大気中から繊維状物質は検出されなかった。</p> <p>聞き取り、文書報告の後、発注者に内部の清掃と吹き付け材の除去を行うよう指導。後日発注者から大防法の届出があった。</p>	
発生原因：	<p>施工会社が図面等による調査を行わず、現地で吹き付け材を目視確認してからも、意図的に調査を怠ったことが最大の原因と思われる。施工会社によると、工期短縮のため、常態的かつ意図的に調査を怠っていたとのことだった。同業者は大防法による事前調査の義務を全く知らないと主張しており、職員が制度を説明しても遵守の意志はないと明言していた。過去の他の現場でも調査をせずに工事をしていたと主張していたことから、大防法が抑止力を発揮できていないことが伺えた。</p> <p>発注者が大防法の制度に不案内であったため、施工会社による事前調査の報告がないことに違和感を感じず工事が進行してしまった。発注者への制度周知が不十分であった可能性がある。</p>	
自治体の対応：	<p>施工会社、発注者に聞き取りを行い経緯を把握した。再発防止のため発注者に大防法の内容を周知した。施工会社の問題が非常に大きかったこと、事態発覚後の発注者の対応が誠実だったことから、発注者の法的責任は問えないと判断、告発等の刑事手続きは見送った。</p>	

基安化発 1031 第 3 号
平成 29 年 10 月 31 日

環境省水・大気環境局大気環境課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契 印 省 略)

解体等作業における石綿対策における労働行政と
地方公共団体との連携事例等について (情報提供)

総務省が平成 27 年 4 月～平成 28 年 5 月に実施された「アスベスト対策に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告に対する改善措置として、厚生労働省では、石綿含有建材が使用されている建築物等の解体等工事を工事開始前に把握するため、また、事前調査の適正な実施を確保するため、労働基準監督署における取組例等を取りまとめましたので、情報提供いたします。

別紙

各都道府県労働局・労働基準監督署における取組事例 (地方公共団体との連携事例を含む)

I 工事の把握

I-1 地方公共団体への届出情報の把握

(1) 建設・環境担当行政との3行政合同パトロール

- ・パトロールについてマスコミに働きかけ、報道に至った。

(2) 建設リサイクル法の届出の活用

- ・建設リサイクル法届出の全数だと相当数となるため、①石綿使用の可能性の高い構造等を有する建築物、②石綿ありと記載のある届出に該当するものについて情報共有しているもの。
- ・届出を入手し、疑義のある事案について、電話又は実地調査等により、施工者に施工方法の確認を行い、必要な指導を行っている。
- ・レベル3現場は、電話により石綿則の周知を行っている。
- ・市の環境部署が、同市の建設リサイクル法の届出情報を入手し、問題があると思われる業者を選定し事前調査の適否等について調査・確認し、事前調査が不十分と思われる場合に、労働基準監督署に情報提供を受けている。

I-2 発注者からの情報入手

- ・公共工事発注機関から1か月ごとに公共工事発注状況（レベル3石綿建材工事も含む。）を入手している。

I-3 掲示の促進

- ・都道府県と調整し、各種掲示事項をまとめた様式・記入例を都道府県HPに掲載している。

(参考) 大阪府HP

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshohido/asbestos/todokede.html>

- ・地方公共団体とともに、近隣住民向けリーフレットの配置を依頼した。

I-4 関係行政機関からの情報入手

- ・自治体が単独で行っている解体パトロール現場のパトロール等において、届出対象外工事で、不適切事例が現認された場合は署への通報を受けている。

I-5 その他

- ・解体工事関係団体が主催するパトロールに参画。

II 窓口での指導

窓口で次のような書類の任意提出を指導している事例が認められる。

- ・自主点検を依頼し、工事完了後に施工写真等とともに提出するよう指導しているもの。
- ・隔離状況や保護具の使用状況等を報告させているもの。
- ・工事完了報告書（作業環境測定の結果、養生状況、施工後の状況）の提出を求めているもの。

III 発注者等との連携

- ・都道府県主催の特定行政庁建設リサイクル法連絡協議会に、局がオブザーバー参加している。

IV 石綿含有成形板等除去作業を行う事業者に対する周知徹底

多くの局において、事業主団体や発注機関を通じた周知、集団指導、窓口指導、パトロール等の機会を捉えた周知、個別の事業者への郵送による周知を行っている。

その他、解体工事業や建設業に対する集団指導、欠席事業場への郵送による周知を行っているもの等があった。

具体例は次のとおり。

1 他行政を通じた石綿則等の周知

多くの局において、他の行政機関に対して、自治体等の合同パトロール時、建設工事関係者連絡会議、その他の会議、自治体との打ち合わせで、建設リサイクル法担当部署に周知依頼または説明を行っているほか、一部の局では、次のような事例が見られた。

- ・建設リサイクル法担当部署に石綿則リーフレットの配置を依頼
- ・配置のみならず、建設リサイクル法担当部署の窓口での配布を依頼

2 集団指導（説明会）

- ・解体工事業関係団体の主催または協力を得て労働基準監督署等が開催したもの
- ・産業廃棄物関係団体の主催または協力を得て労働基準監督署等が開催したもの
- ・地方公共団体主催の説明会に機会を得て集団指導を行ったもの
※集団指導を行うため、自治体の建設部署や環境部署と連携して解体業者の名簿を作成した事例が見られた。

3 事業主団体を通じた周知

- ・解体工事業関係団体に対して特に新規組合員へのパンフレットの配布を依頼
- ・産業廃棄物協会に対してパンフレットを送付

4 個別の解体業者への周知

- ・管内の全解体業者（約 1,800）に対し地方公共団体（市）と連名で石綿の啓発文書やリーフレットを発送

5 その他の周知

- ・労働局において石綿の予防から補償までの総合リーフレットを作成（参考）総合パンフレット「アスベスト対策－予防から救済まで－」

http://tokyo-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/sekimen.html

- ・都道府県と連名でリーフレットを作成。

VI その他

- ・水道用石綿セメント管の撤去作業に係る不適正事案があり、自治体主催の講習会で石綿則の説明を行った。
- ・水道用石綿セメント管の撤去作業の発注情報を入手し、個別指導を実施。